

# 「電子入札システムサービス利用契約」 に係る事前確認公募

公募要領

2024年6月14日

独立行政法人**情報処理推進機構** 

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)では、従来の紙による入札情報の入手や入開札までの一連の行為と制度的に同じことを電子的に行うため、令和3年度~令和4年度にかけてシステム構築を実施の上、令和4年度から「電子入札システム」を利用しています。ついては、入札・契約業務における公平性・透明性確保の一層の促進、利便性の向上等を目的とし、そのサービス利用について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

#### 1. 契約の概要

(1) 名称

電子入札システムサービス利用契約

(2) 契約期間

2024年7月1日(月)より2028年3月31日(金)

(3) 業務概要

別紙「仕様書」参照

# 2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和 4・5・6 年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構から契約を解除されている者ではないこと。
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項(別記1)について、誓約する者であること。
- (9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

# 3. 資料の開示

参加意思確認書を提出しようとする者のうち、電子入札システムの詳細を事前に確認したい場合は、 代表者印を押印した秘密保持誓約書(別記 2 を参照)を提出した上で、IPA が用意する閲覧場所におい て、IPA 職員の立会の下に閲覧することができるので、事前に 4. (1) の担当部署へ電子メールで申し 込むこと。 なお、閲覧期間は 2024 年 6 月 14 日 (金) から 2024 年 6 月 19 日 (水) までのうち、平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分 (12 時 30 分~13 時 30 分の間は除く) までの間の 2 時間程度とする。

閲覧物の内容のメモは可とするが、写真撮影、コピー等の複写行為は不可とする。閲覧時は IPA の職員を立ち会わせる。また、IPA の立会い者は当公募に係る質問には回答しない。

#### 【開示する資料】

- 連携ファイル
- ・マニュアル

# 4. 手続き等

(1) 担当部署

応募(提出)先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

財務部契約グループ 担当:井上、中尾

電話番号:03-5978-7502

E-mail:fa-bid-kt@ipa.go.jp

住所: 〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00~17:00 (12:30~13:30 は除く) 月~金曜日 (祝・休日を除く)

# (2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等(下記提出書類一式)を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限: 2024年6月24日(月)17時00分

場所:「4.手続き等」(1)に同じ

方法:持参、郵送(書留郵便に限る。)

# 【提出書類】

- ① 参加意思確認書(様式1)
- ② 機能要件確認一覧表 (様式1別添)
- ③ 「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面(様式自由)
- ④ 令和 4・5・6 年度競争参加資格 (全省庁統一資格) における資格審査結果通知書の写し 【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本(商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本)、納税証明書(その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)、営業経歴書(会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類)及び財務諸表類(直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

- ⑤ 委任状(必要な場合)
- ⑥ 会社概要 (様式 2)
- ⑦ 情報取扱者名簿(仕様書別添 2)

# ⑧ 情報管理体制図(仕様書別添3)

# 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表 (注) するものとする。
- (5) 契約条項については、(参考) 契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

# (注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきます ので、ご了知願います。

# (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を 経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

# (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する 旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

#### (5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日 以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は 一切申し立てません。

記

- 1. 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結す る事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者 をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である とき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有して いるとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構理事長 齊藤 裕 殿

# 秘密保持誓約書

当社は、「電子入札システムサービス利用契約」に係る事前確認公募(以下「本公募」と言う)に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された資料に関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

- 1. 本公募に関係する役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
- 2. 本公募のためのみに利用致します。
- 3. 閲覧した資料の内容を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

(住所)

(会社名)

(代表者名) 印

令和 年 月 日

# 参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構理事長 齊藤 裕 殿

提出者 〒 住所 団体名 代表者役職氏名 担当者所属役職氏名 連絡先 メールアドレス TEL

FAX

印

「電子入札システムサービス利用契約」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書及び様式1別添「機能要件確認一覧表」を提出します。

記

# 1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること) サイズ: A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

# 2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること サイズ: A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

# 会社概要 (1/2)

	会	社	名									
代	表	者	氏	名				URL				
	本 社	住	所		₹							
	設立	年	月		西暦	年	月	主	取引	Ⅰ銀 行		
	資 :	本	金			Ī	5万円	Ì	資 本	系 列		
	従 業	員	数				人	t	1 盟	協会		
会社の	沿革	:									•	
主		氏	į	名		年令	衫	设職名		担当部	門	学 歴 ・略 歴
主要役員						才						
						才						
印非を常						オ						
前に〇印を記す)役員(非常勤は犯						オ						
〇印を記す) (非常勤は役職の						オ						
の						才						
			株	ŧ <u>3</u>	È 1	<b>含</b>	持	持株数		構成比	(%)	貴社との関係
主											%	
											%	
要											%	
株 、											%	
主											%	
											%	
関連企業							主要	外注先又は仕入先				

# 会社概要 (2/2)

		所在地 〒								
会社概要		所属・氏名	TEL:							
る担当者連絡先			FAX:							
			E-mail:							
			前々期(確定	定)	前 期(確定)	今 期	引(見込み)			
			/ ~	/	/ <b>~</b> /	/	~ /			
	項目									
	売上高		译	百万円	百万円		百万円			
業	営業利益	<b>E</b>	官	万円	百万円		百万円			
績	経常利益	<b>E</b>	冒	<b>百万円</b>	百万円		百万円			
	資本勘定	!	3	<b>万円</b>	百万円		百万円			
	当期未処	<b>L</b> 分利益	3	<b>万円</b>	百万円		百万円			
	借入残高	(社債、割手含む)	<b>E</b>	<b>万円</b>	百万円		百万円			
	定期預金	·残高	1	万円	百万円		百万円			
		主要取引先			直近決算時点	こおけ	る売上高			
							百万円			
							百万円			
<del>安</del>   取   引							百万円			
主要取引先とその							百万円			
							百万円			
売 上 高							百万円			
							百万円			
							百万円			
借入金	、社債等	の元本返済・利払いの遅延の有無	有・無	税金	を支払い遅滞の有無 有・無					

# 仕様書

# 第一章 基本事項

# 1. 業務概要

本業務は、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「IPA」という。)の入札・契約業務における公平性・透明性確保の一層の促進、利便性の向上等を目的とし、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)と財団法人港湾空港建設技術サービスセンター(以下「SCOPE」という。)が共同開発した電子入札コアシステム(以下「コアシステム」という。)を利用し、電子入札を実施するため、システムのアウトソーシングサービスの提供を受けるものである。

コアシステムについては、IPAがJACIC/SCOPEと別途契約し、提供する。

なお、IPAでは令和3年に行われた一般競争入札において、テクノ・マインド株式会社製電子入札システムを導入し、IPA用にカスタマイズをしたものを利用している。

# 2. 契約期間

令和6年7月1日~令和10年3月31日

# 3. 業務範囲

本件業務はこの仕様書に記載する範囲とする。ただし本仕様書に記載がない事項であっても、本システムの利用にあたり、社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て請負事業者の負担で実施するものとする。

なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、IPA及び請負事業者双方が協議の上、決定するものとする。

#### 4. 検収

提出された報告書等に基づき、IPA担当者による検査を実施する。

# 5. 業務履行場所

IPA (東京都文京区本駒込2-28-8) 又はIPAが指示する場所

#### 6. その他

電子証明書(ICカード)及びカードリーダーは、IPAが別途調達したものを利用するものとする。

# 第二章 電子入札システムのサービス利用に向けた実証実験及び提供機能について

# 1. 実証実験

# 1. 1. 概要

インターネットに接続し、実際の電子入札を行う環境下においてシステムの稼働状況を確認する実証実験を行うこと。ただし、現在利用中の電子入札システムのサービスを継続して利用する場合は必要としない。なお、詳細は次のとおりとする。

- ①事前打ち合わせの実施
- ②実証実験の基本計画の作成
- ③実証実験の概要説明
- 4)内容
  - ア) IPAが選定した業者参加の下、過去の開札済み案件で 5 件程度実施するものとする。
  - イ) 実際の入札と同等の環境で実施するものとする。
  - ウ) 案件の登録から入札、開札、結果の公開までの一連の流れを確認するものとする。
  - エ) 実証実験は、技術者が立会いの下、原則として、対象案件を同時に実施することを想定するものとする。実施の日程等は協議による。

# 1. 2. 実証実験アンケートの実施支援

・実証実験アンケートの様式の提供及び結果集計を行うこと。

# 1. 3. 実証実験結果報告書の作成

# 1. 4. 成果物及び納期等

本実証実験に関する請負事業者のIPAに対する成果物は下表のとおりとする。

	成果品名	部数	形態	納期
1	実証実験計画書	1 部	電子ファイル	実証実験実施時まで
2	実証実験結果報告書	1 部	電子ファイル	実証実験終了後

# 2. 提供機能

# 2. 1. 電子入札システムに係る機能

# (1) 提供機能

電子入札システムについて、仕様書別添「機能要件確認―覧表」の機能が利用可能であること。もしくは、他機能、カスタマイズ及び運用提案等により、代替機能の提案が可能であること。

入札方式について、仕様書別添「機能要件確認一覧表」の入札方式すべてに対応していること。ただし、IPA が採用している入札方式のみを表示し、他の方式は必要に応じて、速やかに利用が可能なこと。また、各入 札方式の名称変更が可能なこと。

- ※低入札価格調査制度及び総合評価落札方式に対応すること。
- ※予定価格、低入札調査基準価格の公表の有無及び公表時期の設定ができること。

# 2. 2. 入札情報公開システムに係る提供機能

入札情報公開システムは、電子入札コアシステムに含まれないため、請負事業者自らが自治体・官公庁に導 入実績のあるシステムをベースに開発し提供すること。

#### (1) 提供機能

入札情報公開システムについて、仕様書別添「機能要件確認一覧表」の機能が利用可能であること。もしくは、他機能、カスタマイズ及び運用提案等により、代替機能の提案が可能であること。このほか、請負事業者において標準的に備えているものも含む。

# (2) 公開項目

各機能の主な公開項目は以下の通りとすること。

①発注見通し

入札種別、入札件名、履行場所(工事の場合)履行期間、調達概要、発注予定時期、(可能 であれば、備考欄も設けること。)

②入札公告

入札種別、入札件名、契約管理番号、入札日(または開札日)備考、添付ファイル

③落札結果 (入札経過・結果)

入札種別、入札件名、契約管理番号、入札日(または開札日)落札業者、落札金額、備考、 添付ファイル

# 2. 3. 運用管理システムに係る提供機能

# (1) 提供機能

運用管理システムこついて、仕様書別添「機能要件確認」覧表」の機能が利用可能であること。もしくは、他機能、カスタマイズ及び運用提案等により、代替機能の提案が可能であること。今後、連携があり得る会計や文書管理に関連するシステムとの連携に必要な情報について CSV ファイルによるデータアップロード及びダウンロードができること。

# 第三章 電子入札システムのサービス利用契約

電子入札システムのサービスを提供するにあたり、以下の運用保守を行うこと。

#### 1. 基本システム

- (1) コアシステムのバージョンは V6.0 R4 以上を基準に運用することとし、JACIC/SCOPE から改訂版の提供があった時には、システムに影響をしないことを確認した後、速やかにバージョンアップを実施すること。
- (2) サービスの安定運用に向け必要な措置を講じること。
- (3) 運用環境の稼動監視体制、重大な障害に対するリスク回避対策等の措置を講じていること。

# 2. セキュリティ対策

(1) 施設に関するセキュリティ対策

本サービスを提供するデータセンターは、地震対策、電源設備として停電時の対策としてのCVCF 装置/自家発電装置の対策を講じていること。

(2) データ・システムに関するセキュリティ対策

データ及びシステムに対する保護対策(外部からの不正アクセス防止・不正ファイル操作防止・不正持ち出し防止・ウイルス対策・TLS(SSL)通信等)を講じていること。

### (3)システムの監視

不正アクセス、DDos攻撃、マルウェアなどによる不正通信等サイバー攻撃に対する監視を行い対応すること。

# (4) アクセス制御及び証跡

- ① 本システムが正しく利用されていることの検証及び不正操作等がなされていないことの検証を行うために依頼があった場合、必要なログを提供できること。
- ② ログは30日以上、当該システム上で保存され、必要に応じて参照可能であること。
- ③ ログは取得、ダウンロード可能であること。
- ④ ログが複数ある場合、日時が統一されていること。

# (5) 脆弱性対策

- ① クラウドサービス事業者やその他機関がもたらす脆弱性に関する情報を把握し、その脆弱性がもたらすリスクを分析の上、IPAに報告すること。
- ② 脆弱性がもたらすリスクを分析した結果、対策が必要と判断されるときは、対策方法や暫定的 な回避策及び対策方法等をIPAに報告し、暫定回避策がシステムに与える影響や対策の実施計画

及び対策テストの必要性、対策テストの方法及び実施予定について協議の上、脆弱性対策プランを策定し迅速に対応可能な体制を構築すること。

#### (6) ウイルス対策

最新のウイルス対策が行われること。

# (7) 修正プログラムの適用

- ① 本システムで導入するソフトウェアについて、原則として開発時にサポート対象となる最新バージョンとし、各種不具合修正用プログラムやパッチを適用すること。
- ② 発売元または提供元より入手した修正プログラム等のリリース情報に基づき、適用すべき修正 プログラム等を選別し、IPAと協議の上でこれを適用すること。

# (8) ファイアウォール

原則として、外部からのアクセスはHTTPSのみ通過させ、外部へのアクセスは必要最小限のプロトコルを通過させるようにすること。

# (9) 電子メールの対策

- ① システムから発信する電子メールには、SPF、DKIM、DMARC等の送信ドメイン認証技術や S/MIME等の電子署名技術の採用によるなりすましの防止策を講ずること。
- ② 電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定すること。
- ③ インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改竄の防止のため、SMTPによる電子メールのサーバ間通信をTLS (SSL) により保護する及び電子署名の技術を採用する等の対策を講ずること。
- ④ 他の利用者と共用する電子メールサービスを利用する場合は、なりすました電子メールが当該 電子メールサービスを利用する他の利用者から送信されない仕組みを備えること。

# (10) パスワードに関する対策

本システムへのログインにパスワードを利用する場合、以下の対策を施すこと。

または、同等の対策を実施していることを示すこと。

- ① 初期パスワードをシステムで生成する場合は、推測が困難な文字列で発行する。
- ② 初回ログイン時には、初期パスワードの変更を求める。
- ③ パスワードの変更には、現行のパスワードの入力を求める。
- ④ 入力後の応答メッセージが認証情報の推測のヒントとならない工夫をする。
- ⑤ 入力フィールドでは、パスワードは伏字で表示させるようにする。
- ⑥ パスワードをサーバ内で保管する際は、平文ではなくソルト付きハッシュの形で保管する。
- ⑦ 一定時間内のログイン失敗回数が基準値を超えた場合には、アカウントをロックする。
- ⑧ 原則として、以下のパスワードフィルタの規則を設定する。
- ・8文字以上で英字と数字と記号がそれぞれ1文字以上含まれるものを許可する。
- ・ユーザーIDが含まれるものは許可しない。
- ・以前2回と同じパスワードは許可しない。
- ・初期パスワード等を含むよくあるパスワードが登録されたパスワード辞書にあるものは許可しない。
- ⑨ パスワード忘却等に対する救済措置について、十分にセキュリティに配慮した仕組みを設けること。

#### 3. 予定調達件数

年間想定130件の入札において、問題なく運用できる環境を用意すること。

件数は、年度により数が増減する可能性があり、参考までに、過去の実績は以下の表のとおり。

調達区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物品・役務	106件	123件	131件	156件	131件

### 4. システム稼働時間

少なくとも以下の時間帯は、各システムを稼働させること。

①電子入札システム(発注者) 平日 8:30から21:00まで

②電子入札システム(受注者) 平日 8:30から20:00まで

③入札情報公開システム(発注者) 平日 8:30から21:00まで

④入札情報公開システム(受注者) 平日 6:00から23:00まで

(5)運用管理システム(発注者) 平日 8:30から21:00まで

- ※ 土日・祝日及び年末年始は、定期メンテナンスでサービス停止として差し支えない。
- ※ データバックアップは、システム利用可能時間外に実施、システム稼働に影響を与えないものとすること。
- ※ 請負事業者による標準稼働時間が上記と異なる場合、利用可能時間に上記時間帯が含まれていれば、シス テム標準稼働時間でのサービス提供として差し支えない。

# 5. ヘルプデスクの設置

IPA職員、入札参加者向けに、システム専用のコールセンター(ヘルプデスク)の窓口を開設すること。運用時間帯は、平日(土日・祝日を除く)9:00 から17:00 まで(12:00 から13:00 までを除くことができる)とすること。

# 6. 成果物及び納期等

利用実績を以下の通り、報告すること。

	成果品名	部数	形態	納期
		4 40	<b>*</b>	翌月20日
1	システム利用実績一覧	1部	電子データ	まで
	ヘルプデスク問合せ一覧	4 4 5		翌月20日
2	(発注者・受注者別)	1部	電子データ	まで

# 7. 業務ピーク時のレスポンス保証

業務ピーク時でも以下の条件でレスポンスを保証すること。

1開札あたり 15 業者の参加案件に対して、完全 IC カードによる開札処理時間(一括開札処理~ 落札者決

定通知書発行完了まで)は5分以内とする。ただし、社内LAN 回線及びインターネット利用回線の混雑状況によりレスポンスの保証ができない場合については、別途協議とする。

# 8. データの保管期間

電子入札システムに登録したデータは当年度を含め 3 年度分をデータベースに保管すること。保管期間を経過したデータについてはIPAの確認をもって削除すること。

#### 9. 連絡体制

# (1) 通常時の連絡方法等

原則として、平日の 9:00 から17:30 において、IPAとの間で本業務に係る連絡・調整等に迅速に対応可能な体制を整備すること。

# (2) 現地派遣

本業務の円滑な遂行のうえで必要と判断した場合、本業務の管理技術者、現場作業責任者又は業務内容を把握 した代理担当者(以下、「管理技術者等」という。)を必要な場所に派遣しなければならない。なお、管理技 術者等の現地派遣が必要となった場合、迅速に対応しなければならない。

#### (3) 緊急時の連絡体制等

業務時間外(平日の8:30 から17:30 を除くすべての時間)において、IPAが緊急に連絡調整を必要とする場合、速やかにIPAとの連絡をとれる体制を整備すること。

# 10. システム保守

各システムの保守として以下の内容を実施すること。

- ・制度改正への対応をすること。
- ・コアシステムが最新 OS と最新ブラウザに対応した場合には、速やかに動作検証を行い、電子入札サービスでも利用可能とすること。
- ・JACIC よりコアシステムの追加機能、変更機能モジュールが提供された場合は、IPAに連絡し、必要に応じ、協議の上対応すること。
- ・組織名、部署名の変更については、本業務内で対応すること。
- データは、システムにより毎日1回以上の定期バックアップを行い、3世代以上保持すること。
- ・データバックアップ及びリストア作業が必要な場合は、IPAと協議の上対応すること。

#### 11. 提供者の運用保証期間

- (1)提供者は、契約期間に関わりなく、サービス開始より最低5年間の運用を保証すること。
- (2) 万が一当該事業を撤退する場合には、IPAへの負担軽減を最大限に考慮し、他のコアシステムサービス 提供者への引継ぎが容易にできること。

# 12. その他

- (1) インターネットでシステム利用ができること。
- (2) 5つ以上のコアシステム対応民間電子認証局発行の電子証明書に対応すること。
- (3)業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (4)システム環境(バックアップデータを含む)は、準拠法を日本法とし、管轄裁判所は日本国内であることを前提条件とする。
- (5) セキュリティ要件

本件のセキュリティについて、以下を遵守すること。

- 1) セキュリティ対策方針
- ① 本業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本業務の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- ② 本業務の過程で収集・作成する情報が第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信 の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- ③ 本業務に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、事前に書面にて説明するとともに、情報セキュリティ上の明らかな懸念が無い体制となるようにIPAと調整すること。
- ④ 資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティ に係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ⑤ 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本業務のIPA担当者に、速やかに連絡すること。本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合でも事業実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。
- ⑥ 本業務の過程で収集・作成する情報の受け渡しは、直接、IPA担当者に手渡しする場合を除き、 アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこ と。
- ⑦ 本業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが別途秘密情報であると指定するものについては、本業務終了後、IPAとの間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を③に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。

- ⑧ 情報セキュリティ対策の履行状況について、求めに応じて書面にて説明すること。
- ⑨ 本業務の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処についてIPAと速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- ① 本業務の一部を別の事業者に再請負する場合は、再請負先において生じる情報セキュリティ上の 脅威に対して情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じるとともに、再請負先の情報 セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
- ① 本業務の作業においてクラウドサービスを利用する場合はISO/IEC 27001、27017、CSゴールドマーク、FedRAMPの認証を取得しているサービスを利用すること。 (認証を取得していない場合は、基準に準拠することを証明すること。)また、「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン

(http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/cloudsec2013fy.pdf) 」に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。

- ① ウェブアプリケーションの実装においては、IPAが公表している「安全なウェブサイトの作り 方」の最新版に従うこと。https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html
- ① TLS(SSL)通信を行うシステムの構築、運用、保守においては、「TLS暗号設定ガイドライン」に 従うこと。https://www.ipa.go.jp/security/vuln/ssl\_crypt\_config.html
- ① 暗号化機能、電子署名機能を使用するシステムの構築、運用、保守に際しては、「電子政府推奨 暗号リスト」に基づくアルゴリズム及びプロトコルを採用すること。

https://www.cryptrec.go.jp/list.html

⑤ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(令和5年度版)」を参考にすること。 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider5.pdf

# 2) 情報管理体制

- ① 本件業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本件業務 の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- ② 本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが秘密情報であると指定するものについては、それが第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- ③ 本件の請負者は本件で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPAに対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面「情報管理体制図(別添 1)」」及び「情報取扱者名簿(別添 2)」(氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

なお、IPAとの契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的

に保障されない者を情報取扱者としてはならない。

# (確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として本件の請負者が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPAが保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

IPAが個別に承認した場合を除き、本件の請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の本件の請負者方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の本件の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ④ 本件で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、IPAの承認を得た場合は、この限りではない。
- ⑤ ③の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予めIPAへ届出を行い、同意を得なければならない。
- ⑥ 本件業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本件業務のIPA担当者に、 速やかに連絡すること。また、業務実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に 書面にて説明すること。
- ⑦ 本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが秘密情報であると指定するものについての 受け渡しは、直接、IPA担当者に手渡しする場合を除き、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の 適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこと。
- ⑧ 本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが別途秘密情報であると指定するものについては、本件業務終了後、IPAとの間で合意した安全な方法により廃棄抹消し、その事実を③に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。
- ⑨ 情報セキュリティ対策の履行状況について、IPAが必要と判断し説明を求めた場合には、随時書面にて説明すること。
- ⑩ 本件業務の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について IPAと速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- ① 本件業務の一部を別の事業者に再委託する場合は、再委託先において生ずる情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティを十分確保し、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
- ① 本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが秘密情報であると指定するものを保管する際やIPAとの間で秘密情報の受け渡しをする際にクラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。
- ③ IPAから提供した資料又はIPAが指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、担当職員の

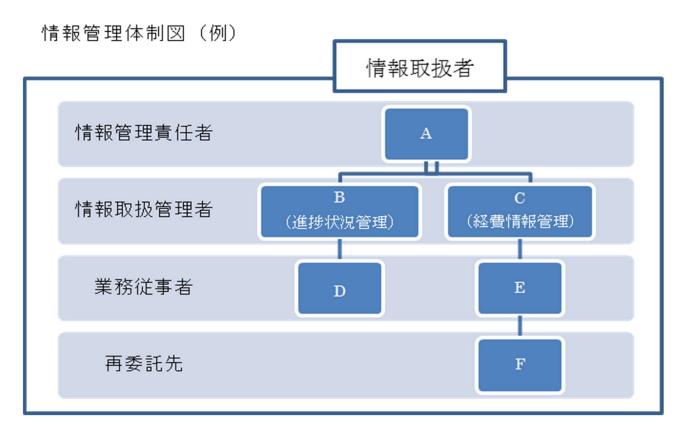
指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

# 機能要件確認一覧表

No.	大分類	中分類	小分類	要求機能	
				【物品(役務)】以下の方式に対応しており、提供可能なこと。	
				①一般競争入札[最低価格・総合評価(総合評価従来版)]	
1		基本事項	入札方式	②随意契約[最低価格・オープンカウンタ・特定者・複数参加]	
				   ③随意契約 [オープンカウンタ・特定者・複数参加] /少額(#)	
				(#) ···IC カードを利用しなくても利用(業者が応札)出来る方式	
2				案件情報の登録、修正、削除ができること。また、直接登録及び CSV 一括登録のいずれも可能であること。	
			     発注案件登録	入札情報公開システムと連携し、自動又は容易な操作による手動により入札情報公開システムに登録されてい	
3				る案件情報を登録できる仕組みを有していること。	
				   予定価格、調査基準価格について、案件ごとに登録ができること。また、各価格の公表区分(事前・事後等)の	
4			予定価格等登録・公表	初期設定及び案件ごとの設定ができること。	
5				参加表明書や参加申請書等の受付ができること。また、再申請の許可が行えること。	
6			申請書等受付機能	受付票の発行ができること。	
7				設定した日時での受付開始締切を自動で行うことができること。	
				参加資格要件確認申請書の受付ができること。(事前審査のみ)また、申請書に添付されたファイルを確認でき	
8			参加資格審査	<b>ತ</b> こと。	
9				参加資格確認結果通知書が発行できること。	
10			見積依頼通知	随意契約において、見積依頼書が発行できること。	
11				質問に対する回答を登録できること。	
12	雷		質問回答機能	質問回答時にファイルの添付ができること。	
13	子入札			入札書の受付ができること。また、受付時に受付票の自動発行ができること。	
14	システ		入札書等受付機能	設定した日時での受付締切を自動で行うことができること。	
15	ムに区			辞退届の受付ができること。また、受付時に受付票の自動発行ができること。	
16	電子入札システムに係る機能	発注者機能	入札内訳書一括ダウンロード 機能	案件ごとに全応札者分の入札内訳書を一括したダウンロードできること。	
17				技術資料等一括ダウンロード 機能	案件ごとに全応札者分の技術資料等を一括したダウンロードできること。
18				案件ごとに、一括で入札書を開札できること。	
19			開札機能	落札者を決定し、落札決定通知書を発行できること。	
20				低入札調査基準価格を下回った場合に自動判定できること。	
21			入札結果出力機能	CSV 形式による入札結果情報の出力ができること。	
00			60.Λ=π/π+₩-bb	JACICから資料提供されている総合評価(従来版)機能に対応していること。評価値を計算する際、加算方式の	
22			総合評価機能	場合は小数点第2位以下の切捨てを行うこと。	
00			F-7 / 10 HM AV	開札時に落札(候補)者が同価格で複数いる場合にくじ対象者を抽出し電子くじにより落札者を決定できるこ	
23			電子くじ機能   	と。くじの結果は、落札者決定後にも確認できること。	
24				入札回数が1回のものを除き、1回目(2回目)の入札で落札(候補)者が決定しない場合に、再入札が執行で	
24				きること。	
25			再入札機能	再入札通知が発行できること。	
26				1回目(2回目)の入札において無効となった者及び入札を行っていない者を、再入札の対象としないこと。	
27				再入札までの日時を任意に設定できること。	
28			保留機能	開札を行った結果、低入札価格調査が必要である等の理由により落札者を直ちに決定しない場合において、落 札結果を当面保留とすることができること。また、保留中の通知の発行ができること。	

29				落札(候補)者がいない場合に、当該案件を入札不落にできること。
30			入札不落・入札不調機能	入札参加者がいない場合、当該案件を入札不調にできること。
31			紙入札登録機能	紙入札業者が混在する案件において、紙入札業者においても、開札、電子くじ等の対応ができること。
32			検索機能	各種条件による登録した案件及び入札参加者として登録している業者の検索ができること。
			No. 170	登録した案件について、発注者の都合により案件の削除・中止・修正ができること。また、中止時においては、
33			削除・中止・修正機能	参加(指名)者に中止通知の発行ができること。
34			メール通知機能	各過程における処理の状況について、登録者に対して電子メールで通知できること。
35			定型文言事前登録機能	各種通知書理由欄における事前登録固定文言選択設定ができること。
36			参加表明・申請機能	入札、契約方式に応じて、参加申請書等を提出できること。
37			参加农奶 中請做能	参加申請書に添付するファイルサイズについて、最低 2MB 対応可能であること。
38				質問を登録することができること。
39			質問登録機能	質問受付票の受理ができること。
40				質問に対する回答を閲覧できること。
41				入札書に任意 (3桁) のくじ番号を入力して提出することができること。
42			入札書提出機能	入札書受付票の受理ができること。
43			八七百龙山饭能	入札書と同時に提出する内訳書等、複数のファイルを添付できること。(または、Zip ファイルにより複数ファ
40				イルを圧縮して提出できること。)
44			辞退届提出機能	辞退届に辞退理由を入力して提出できること。
45			HT ZEIBIZEH IXAG	辞退届受付票を受理できること。
46		入札参加者	参加資格要件確認申請書提出	参加資格要件確認申請書を提出できること。(事前審査)
47		機能	機能	参加資格要件確認申請書と同時に提出する書類等、複数のファイルを添付できること。(または、Zip ファイル
		isens.	J.K. H.C.	による複数ファイルを圧縮して添付できること。)添付ファイルについて、最低 2MB 対応可能であること。
48			客札決定確認機能 	開札結果を確認できること。
49			7 H 100 VERENCIANO	落札結果通知の受理ができること。
50			発注見通し閲覧機能	発注見通し情報について閲覧できること。
51			案件情報閲覧機能	案件の概要及び仕様書について閲覧できること。
52			入札結果閲覧機能	入札結果について閲覧できること。
53			検索機能	公開情報について、開札日、件名等により検索条件を指定し検索できること。(可能であれば、公告日も)
54				仕様書を閲覧、ダウンロードできること。
55			仕様書閲覧機能	発行する通知書等については、印刷が可能なこと。
56				発注者及び入札参加者はICカードを利用した認証によりシステムにログインできる機能を有すること。
57			発注者機能	複数案件の進捗状況を一覧で確認できる機能を有していること。
58				応札者に発行した通知書について、応札者が確認したことを、発注者が確認できる仕組みを有すること。
59		発注者機能	発注見通し登録・公開機能	発注見通しの登録、公開、修正、削除ができること。
				(入札件名、実施(履行)場所、入札種別、履行期間、入札・契約方法、調達概要、発注予定時期、備考)
60	λ			案件の概要、仕様書等の登録、公開、修正、削除ができること。(入札種別、入札件名、入札管理番号、入札日
	札情報	人札情報公開システムに係る機能	案件情報公開機能	(又は開札日)、備考、添付ファイル)
61	松開シ			仕様書等の電子ファイルは、1案件あたり最大 15MB 登録することができ、業者がダウンロード入手できる仕組
	えテル	公開機能		みを有すること。また、仕様書等については、ダウンロード制限を行えること。
62	公に係る		公開情報制限機能	仕様書を閲覧できる者を制限する機能(パスワード等)を有していること。
63	機能			入札結果の登録、公開ができること。また、総合評価落札方式にも対応していること。(入札種別、入札件名、
Ш			入札結果公開機能	入札管理番号、入札日(又は開札日)、落札業者、落札金額、備考、添付ファイル)
64				くじにより落札者が決定した場合は、くじにより決定した旨を表示できること。
65			契約結果公開機能	契約結果の登録、公開ができること。

66			公開機能	公開情報について、公開又は非公開を選択できること。
67	,			各公開情報は、物品役務どの区分の案件についても登録、公開できる仕組みであること。
68				案件情報は、公開時期を設定できること。
69				各公開機能においては、条件指定により検索できること。
70				各公開情報は電子入札案件だけではなく、紙入札案件も公開できる仕組みであること。
71				発注情報及び入札結果情報は、公開終了の設定ができること。
72		その他	全般	公開から間もない新規案件情報は、情報検索画面において「新着」等のアイコンを表示できること。又は、新着
/2		C 07/12	±10X	順に情報が並ぶこと。
73				(可能であれば、)入札情報公開システムの発注情報から電子入札システムの該当案件へ遷移できる機能を有し
,,,				ていること。
74				電子入札システムと連携し、自動又は容易な操作による手動により案件情報や入札結果登録される仕組みを有
				していること。
75				業者等に対するお知らせ機能を有していること。
76			管理機能 -	システム利用ユーザの ID/パスワードの登録ができること。
77			B-EIMRC	ユーザ ID へ利用権限を付与できること。
78				電子入札で必要となる業者情報を CSV ファイルによって電子入札システムにインポートできること。
79	運用			入札案件情報を CSV ファイルによって電子入札システムにインポートできること。
80	管理シ			入札案件情報を CSV ファイルによって入札情報公開システムにインポートできること。
81	ステム	提供機能	当機構の会計や文書管理に関	電子入札システムから入札参加申請情報を CSV ファイルによってエクスポートでき、別のシステムへ提供する
01	運用管理システムに係る機能		連するシステムとの連携機能	ことができること。
82	機能			入札結果情報をGSV ファイルによって入札情報公開システムにインポートできること。
83				電子入札システムから入札経過/結果情報を CSV ファイルによってエクスポートでき、別のシステムへ提供す
- 55				ることができること。
84			その他	部署名変更など軽微な文言の変更などで追加費用が発生しないようにすること。



※情報管理体制図に記載すべき事項は、下記のとおり。

- ・本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・IPAとの契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない 者を記載してはならない。

# 情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人住所 (※5)	生年月日 (※5)	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍(※4)
情報管理責任者(※1)	Α						
# <b>########</b> (₩0)	В						
情報取扱管理者(※2)	С						
*************************************	D						
業務従事者(※3)	Е						
再委託先	F						

- (※1) 請負者として情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、業務の進捗状況等管理を 行うなど、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者、及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

# 契約 書(案)

独立行政法人情報処理推進機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「電子入札システムサービス利用契約」に関する請負契約を締結する。

# (契約の目的)

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「電子入札システムサービス利用契約」(以下、「請負業務」という。)の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

# (再請負の制限)

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者(以下「再請負先」という。)に請負わせようとするときは、事前に再請 負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

# (責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者(乙の正規従業員に限る。)を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じると ともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

#### (納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

#### (契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、契約金額及び契約単価は以下のとおりとする。

実証実験 一式	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	(うち消費税及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円)
サービス利用	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(2024. 7 — 20XX. XX)	(うち消費税及び地方消費税〇〇〇、〇〇〇円)とし、
	月額は、金〇、〇〇〇、〇〇〇円
	(うち消費税及び地方消費税〇〇〇、〇〇〇円)とする。
システム利用 入札1件あたり	金O, OOO, OOO円/件
	(うち消費税及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円)

# (権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (実地調査)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

#### (検査)

- 第8条 甲は、各納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。
- 2 各納入物件について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納 入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、最終納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い 甲に再納入する場合に準用する。

#### (契約不適合責任)

- 第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に各納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に 関して仕様書の記載内容に適合しない事実(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、相当の催 告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分 の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知すること を条件とする。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多 寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、 事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
  - ー 修補等が不能であるとき。
  - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の 目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明ら かであるとき。
- 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本 文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
- 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、 別途乙に請求することができる。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

# (対価の支払及び遅延利息)

第 10 条 甲は、第 8 条第 2 項の規定による検査の合格又は請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受

理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣 が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))に よって、遅延利息を支払うものとする。
- 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないこと を確認し了解する。

# (遅延損害金)

- 第11条 各納入物件について、天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して 適用するものとする。

#### (契約の変更)

- 第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
  - 一 仕様書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)。
  - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
  - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
  - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

# (契約の解除等)

- 第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部 を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。
  - 一 乙が本契約条項に違反したとき。
  - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
  - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったと き。
  - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく 低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
  - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
  - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、 催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える 部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

# (違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、 乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額 の遅延利息を支払わなければならない。

### (秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約 の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等(以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。)について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。
- 3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを 甲が確認できる方法で証明すること。
- 4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報(紙 媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。そ の際、甲の確認を必ず受けること。
- 5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。
- 7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のため の統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

- 10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (知的財産権)

- 第17条 請負業務の履行過程で生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)、発明 (考案及び意匠の創作を含む。)及びノウハウを含む産業財産権(特許その他産業財産権を受ける権利を含 む。)(以下「知的財産権」という。)は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除 き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。な お、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28条の権利その他"原作品の著作者/権利者"の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

#### (知的財産権の紛争解決)

- 第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法 的訴訟に限らない。)、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担 及び損害を被らせないものとする。
- 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

# (成果の公表等)

- 第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。) することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等をすることができる。
- 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (協議)

第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

# (その他)

第21条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

# 特記事項

#### (談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
  - 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからいまでのいずれかに該当することとなったとき
    - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
    - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
    - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があった とき
  - 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
  - 三 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

# (談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

- 第2条 Zは、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の 文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
  - 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
  - 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
  - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

# (談合等の不正行為による損害の賠償)

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定す違約金の金額を超える場合において、甲がその 超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間 を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲 に支払わなければならない。

# (暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

- 第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除する ことができる。
  - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結

する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有して いるとき

# (再請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間 を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲 に支払わなければならない。

# (不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

# 20〇〇年〇月〇日

- 甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号 独立行政法人情報処理推進機構 理事長 齊藤 裕
- Z 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

# 個人情報の取扱いに関する特則

#### (定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

# (責任者の選任)

- 第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
- 2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

# (個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法 令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

#### (開示・提供の禁止)

- 第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
- 2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
- 3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

# (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

# (複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

#### (個人情報の管理)

- 第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正 アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなけ ればならない。
- 2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様 とする。
- 3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
- 4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
- 5 乙は、業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について 甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場 合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

#### (返還等)

- 第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

# (記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄 についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

#### (再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負 先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契 約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に 提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

#### (事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求 その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれ に限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権 の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上